

令和 5 年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第 1 回）

日時：令和 5 年 4 月 21 日（金）午後 3 時 30 分～

形式：Web によるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

東京都市計画道路都市高速道路第 1 号線（新京橋連結路）建設事業

【1 回目】

2 その他

【審議資料】

資料 1 「東京都市計画道路都市高速道路第 1 号線（新京橋連結路）建設事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

<出席者>

会長 柳委員
第二部会長 宮越委員
池邊委員
池本委員
日下委員
小林委員
廣江委員
水本委員
宗方委員
保高委員
渡邊委員

(11 名)

長谷川政策調整担当部長
椿野アセスメント担当課長
下間アセスメント担当課長

第二部会 審議資料

「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	1 件
事業段階関係区長からの意見	2 件
合 計	3 件

2 都民からの主な意見

（1）史跡・文化財

- ・京橋の親柱 国登録及び中央区指定の文化財の直接の改変なしについて

京橋の親柱3本が指定・登録文化財とあるが、これだけが指定・登録文化財とされていること自体がおかしい。親柱があるということはここに京橋という橋の存在があるわけである。高速道路が建築され、京橋川は暗渠になり、以来ほぼ50年間、京橋は高速道路のガード下に置かれ、京橋の名も鍛冶橋交差点にあり、京橋の場所すら不明となっている。今回、この高速道路の地下化が実現するなら、歴史文化財である京橋に、日本橋のように上空に空をとりもどし、京橋の存在を親柱と共に明確にすることが、中央区における重要文化財の取り扱いにふさわしい改変である。

（2）その他

高速道路KK線再生の事業化に関してはKK線周辺におけるまちづくりと連携してあり方を検討するという説明が、説明会においてされてきたが、開発事業団体とその地域住民との検討はされてきているが、京橋3丁目はこのKK線に接した町であるにもかかわらず、さらには、「京橋川再生の会」は京橋川の真上にあるKK線のことであるにもかかわらず、スカイコリドーの相談がきたことはこれまでにない。KK線周辺におけるまちづくり団体としてこれまでの説明会における、質問、

意見、意見書もその都度提出しているが、全く、反映がされてこなかったことに対して意見を提出する。

3 関係区長からの意見

【千代田区長】

1 大気汚染

工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や、周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。

2 騒音・振動

工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策を図ること。

また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。

【中央区長】

1 大気汚染、騒音・振動 共通

- ・計画地周辺は同時期に多数の開発事業が輻輳することから、工事用車両の搬出用ルート等について、関係機関と十分に協議し、工事用車両の集中を抑制するとともに、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めること。特にB－3ルートについては、時間帯によって交通量が多く、信号機のない交差点もあるため、工事用車両の通行の際には周囲に十分な注意を払うこと。
- ・工事の実施に当たっては、計画的、かつ、効率的な施工管理を実施し、公道に工事用車両及び関係車両等が待機することがないようにするとともに、車両台数の削減に努めること。

2 大気汚染

- ・工事の施行中、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素濃度は環境基準値を上回っていないものの、建設機械の集中稼働を避けた計画的、かつ、効率的な作業に努めるとともに、不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等の徹底といった十分な対策を講ずること。

3 騒音・振動

- ・道路交通騒音の現地調査において、環境基準超過は見受けられないものの、令和2年度の調査時点では工事車両の通行ルートにおいて、基準を超過している地点も含まれていることから、工事期間中の車両増加が見込まれることを踏まえ、法令に基づく規制速度を順守することはもとより、不必要なアイドリングの防止等を行い、近隣住民に負担が掛からないよう徹底すること。
- ・当該事業地周辺には、認可保育所及び認証保育所があるため、特に午睡時間（正午から15時頃）の騒音に配慮をされたい。

4 地盤

- ・当該事業では、シールドマシン等を使用する工事が含まれているが、類似工事を実施する際に陥没事故等が発生した事例もあることから、工法をしっかりと検討し、事故の無いよう対策に努めること。

5 景観

- ・当該事業を進めていくにあたり、地区計画や街づくりガイドライン等に基づき、周辺環境及び都市景観に配慮したものとする。また、都の条例や都市計画区域マスタープラン等に適合する計画とすること。

6 その他（事業全般）

- ・開削トンネル工事区間においても、シールドトンネル工事区間と同様に工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行うこと。
- ・橋梁及び公園橋などの区管理施設の施行については、本区と十分に協議を行った上で施工計画を検討されたい。
- ・「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、今後の事業の進捗に併せて関係者に対する十分な事前説明を行うこと。
- ・当該事業に関する苦情・相談等の窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応できるようにすること。